

入 札 説 明 書

令和 7 年 6 月 4 日
長崎県産業政策課

1 入札に関する条件及び注意事項

- (1) 業務の名称
長崎県次期産業振興計画策定補助業務委託
- (2) 履行期間
契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日 (火)
- (3) 仕様
別添「長崎県次期産業振興計画策定補助業務委託 仕様書」のとおり
- (4) 入札・開札の期日及び場所
(期日) 令和 7 年 6 月 24 日 (火) 11 時開始
(場所) 長崎県庁 309 会議室
※入札当日が悪天候 (台風、大雨等) 等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に 2 の (4) に掲げる部局に確認してください。
- (5) 仕様書等に関する質問書の提出について
当該入札の仕様書等に関する質問については、令和 7 年 6 月 16 日 (月) 17 時までにファックス又は電子メールのいずれかにて提出して下さい。なお、提出後は必ず確認のため電話して下さい。
入札、技術提案書提出後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。
ファックス : 095-895-2579
電 話 : 095-895-2614 (長崎県産業労働部産業政策課直通)
電子メール : kikakutyouseihan@pref.nagasaki.lg.jp
※回答については、令和 7 年 6 月 17 日 (火) 17 時までに電子メール又はファックスにて回答します。
なお回答は、質問をされた事業者を含め、当課にこれまで問い合わせをされた事業者すべてに送ります。
- (6) 入札書の作成方法
 - ① 入札書 (様式第 5 号) 及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
 - ② 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする) をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 100/110 に相当する金額 (消費税及び地方消費税を除いた金額) を入札書に記載してください。
 - ③ 入札金額 (首標数字) は訂正することができません。
 - ④ 入札書の提出後は、書換え、引換え、又は撤回することができません。
 - ⑤ 入札書が代理人である場合は、委任状 (様式第 7 号) (委任者の届出済の印鑑を押印したものに限る。) の提出が必要です。入札者が代理人である場合は、適正な委任状の提出がなければ代理人は入札に参加することができません。
 - ⑥ 入札執行回数は、3 回を限度とします。
※入札書、入札用封筒、委任状は様式第 5 号～第 7 号に示すものをご利用ください。

【注意事項】

- ・入札書は、封かんのうえ、封筒に会社名、業務名を記入し提出してください。
- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所を押印してください。
- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意してください。
- ・入札書の宛名は、長崎県知事 大石 賢吾 宛としてください。

(7) 技術提案書の提出期限及び提出場所等

① 技術提案書作成要領

別添「技術提案書作成要領」のとおり

② 技術提案書の提出期限及び提出場所

(期限) 令和7年6月18日(水) 17時まで

ただし、持参する場合の受付時間は平日の9時から17時まで(12時00分から13時00分までは除く)とします。

(場所) 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 長崎県産業労働部産業政策課

③ 技術提案書の提出方法

ア 技術提案書は提出場所に持参又は郵便(書留郵便等の配達に記録が残るものに限る。)すること。

電話、ファックスまたは電子メールによる提出は認めません。技術提案書を郵送する場合は、包装の表に「技術提案書在中」と明記すること。

イ 理由のいかんによらず、技術提案書が提出期限内に提出場所に現に届かなかった場合は、入札に参加することはできません。

ウ 入札者は、その提出した技術提案書の引換え、変更または取消しをすることができません。

エ 提出された提案書は、返却いたしません。

(8) 技術提案書の審査

提出された技術提案書は、別に定める「落札者決定基準」に示す評価基準に基づき提案に係る事項の履行の確実性に留意して、長崎県において審査し、合格(すべての評価項目が基礎点を満たしている場合をいう。)した技術提案書に係る入札書のみを落札決定の対象とします。

提案書の合否については、開札日の前日までに入札者にファックス又は電子メールにて通知し、不合格となった技術提案書に係る入札者には、理由を付すものとします。

(9) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

ア 見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の5/100以上の金額を令和7年6月23日(月)までに納付してください(落札しなかった場合は、入札終了後に口座振替にて還付します。)

イ 次のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除します。

- ・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- ・令和5年4月1日から入札日の前日までの間において本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、それを証明するもの(2件以上)を提出したとき。

契約を証明するものとは、締結した契約書の写しまたは発注者の履行証明書等とします。

なお、「同規模」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて、次の3区分とします。

規模 ① 3,000万円以上

② 3,000万円未満1,000万円以上

③ 1,000万円未満

ウ 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができます。

エ 納付の方法

(i) 入札保証金の納付に係る文書の様式は特に定めていませんが、次の事項を記載した申出書

を納付する1週間前までに、1(7)②の場所に提出してください。(郵送可。必着。)

- ・宛名(長崎県知事)
- ・作成日
- ・入札者の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者名(代表者印(個人の場合、本人の印)を押印)
- ・申出内容(「下記業務の入札に参加するにあたって、入札保証金を納付したいので申出ます。」と記載。)
- ・業務名
(長崎県次期産業振興計画策定補助業務委託の入札保証金)

(ii) 申出書を受け取り次第、納付書を送付しますので、長崎県の公金取扱銀行において納付してください。

(iii) 納付を確認するため、金融機関による領収済みの印鑑が押印されている箇所の写しを令和7年6月23日(月)17時までに1(7)②の場所に提出してください。(郵送可。必着。)

オ 注意事項

- ・入札保証保険証書は、提出時に内容を確認いたしますので、入札書とは同封しないで下さい。
- ・入札保証保険期間の終期は、開札日から起算して7日目として下さい。
- ・入札保証金の計算については、消費税及び地方消費税を含んだ額の5%となります。例えば、1,000千円で入札する場合、入札保証金は50千円ではなく55千円となるのでご注意願います。入札保証金が50千円の場合は、909,090円までしか入札できず、1,000千円の入札は無効となります。
- ・入札保証金の免除手続き書類は、令和7年6月16日(月)までに必要書類を産業政策課に持参または郵送(必着)してください。(審査等が必要ですので早めをお願いします。)

② 契約保証金

ア 契約保証金等は、契約と同時に提出してください。

イ 契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の10/100以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されます。

- ・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。
- ・令和5年4月1日から入札日の前日までの間において本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出したとき。

契約を証明するものとは、締結した契約書の写しまたは発注者の履行証明書等とします。

なお、「同規模」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて、次の3区分とします。

- 規模
- ① 3,000万円以上
 - ② 3,000万円未満1,000万円以上
 - ③ 1,000万円未満

ウ 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができます。

(10) 入札の無効

入札実施公告「10 入札の無効」によります。

(11) 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

1回目の開札で、予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内である入札参加者がいなかったときは、3回を限度として、再度の入札を行います。

3回までに決定しない場合は最低入札価格を入札した者と見積の協議を行います。

(12) 落札者の決定方法

別に定める「05-1 落札者決定基準」のとおりとします。

(13) 契約書の作成等

- ① 落札通知を受けた日から7日以内に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出してください。
- ② 総合評価において評価された項目については、原則としてすべて契約の内容とすることとし、その履行を確保するものとします。履行されない場合は、債務不履行として、契約解除及び損害賠償請求の事由となります。
- ③ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めによります。

(14) 競争入札の参加資格

令和7年6月4日付け公告及び「(別紙) 競争入札の参加者の資格等」によります。

2 その他

(1) 技術提案書に係る一切の費用は、入札参加者の負担とします。

(2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めてください。

(3) 本委託に関する業務を実施する場合は、当該業務の内容の全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できることとします。

(4) 当該契約事務に関する担当部局

名称：長崎県産業労働部産業政策課

電話：(代表) 095-824-1111 内線5041

(直通) 095-895-2614

(5) 入札参加申込み

- ① 入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格審査申込書(様式第1号)を、上記2(4)に掲げる場所に提出してください。(郵送可。期限時間内必着。)
- ② 申請の時期は、令和7年6月11日(水)(県の休日を除く)までの間の9時から17時までです。
- ③ 申請書の交付・提出場所及び申請に関する問い合わせ先
住所：〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
名称：長崎県産業労働部産業政策課
電話：(代表) 095-824-1111 内線5041
(直通) 095-895-2614